

《研究ノート》

『武蔵國郡村誌』の史的価値

～薪炭史の視覚から～

谷口忠義

薪炭史からみた「地勢」の有効性

『武蔵國郡村誌』（以下誤解のない限り「郡村誌」と表記）の史的価値を、当時の主要な燃料であった薪炭の視点から論じる。「情報の稀少性」と、「情報の精度」という2つの尺度で、「郡村誌」の地勢という調査項目に書かれている、村単位の薪炭自給に関する情報を評価する¹⁾。

考察の前提として、「皇国地誌」と郡村誌の関係について述べる。「皇国地誌」は、明治政府の地誌編纂事業のひとつであり、表式調査形式で実施された。各府県では政府への進達した控を残しており、『武蔵國郡村誌』はその控の翻刻版である。

「皇国地誌」の調査項目は、明治8年6月5日 太政官達第97号によって各府県に初めて示された。第一号村誌、第二号郡誌、第三号着手方法からなり、第一号村誌に記載されている調査項目は、某国某郡某村 枝村 新田、疆域、幅員、管轄沿革、里程、地勢、地味、税地、飛地、字地、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、山、川、森林、原野、牧場、礦山、湖沼、道路、揭示物、堤塘、港、出崎、島、暗礁、燈明台、滝、温泉、冷泉、公園、陵墓、社、寺、学校、町村会所、病院、電線、郵便所、製糸場、大工作場、古跡、名勝、物産、民業であった。

燃料の視点から注目すべき調査項目は、地勢、山、森林、物産、民業であろう²⁾。編輯例則によれば、「地勢 東南某山ヲ負ヒ、西北某水ヲ帶フ、運輸便利、薪炭乏シカラス等ノ類」、「民業 男（農桑ヲ業トスル者幾戸、或ハ薪炭ヲ業トスル者幾戸、或ハ漁獵ヲ業トスル者幾戸ノ類）、女（縫織ヲ業トスル者幾人、或ハ養蚕ヲ業トシ、或ハ製茶ヲ業トスル幾人ノ類）」、「山」や「森林」では、面積、木の種類やその茂り方について、「物産」ではその町村の主たる産物について記述することをそれぞれ

れ求めている。

本報告で「地勢」を選んだ理由は、当時の主要な燃料である薪炭に関する過不足(自給具合)が調査・記述されているからである。さらに重要な理由は、「郡村誌」に記載されているデータの「カバレッジ」が良いからである。

「地勢」の項目は、埼玉県内のほぼ全町村にわたってほぼ洩れなく記載されている。しかもその内容(具体的な記述は後述)は、編輯例則を外れるものではない。私はこのカバレッジの良さを高く評価している。一方、「山」、「森林」、「物産」、「民業」のいずれのデータも、地勢と比べてカバレッジが悪い。「山」や「森林」の場合、記載されている村数が多いけれども、いくつかの村で確かめた限り、「郡村誌」に書かれた面積は、総山林面積よりかなり過少であった。「物産」の場合は、記載されている村が少ない点が大きな問題であり、その数値も生産をあらわしてはいないと判断する。それは、薪や炭を日常的に生産していたであろう秩父郡の85村(郡域は郡村誌による)のうち、5割強の46村しか記述がなかったからである³⁾。「民業」に関する「郡村誌」の記述は、実態よりも過少であると考え。薪炭生産は主業よりもむしろ余業として営まれる場合が多いので、記載漏れの可能性が高いからである。

以上の考察から、埼玉県内の燃料事情をとらえる場合、内容およびカバレッジともに、「地勢」項目が適切である。

データ源としての稀少性：他の地誌資料との比較

次に、データ源としての稀少性について、他の地誌資料との優越を比較する。

まずは、「大日本国誌」の稿本と比較する。『大日本国誌』は皇国地誌の刊本であるので、各府県の郡村誌資料をもとに編纂されている⁴⁾。武蔵國の巻を見た結果、村単位で記載されているが、燃料事情に関する情報はなかった⁵⁾。地方から報告された燃料に関する情報は、理由は不明であるが、中央政府の編輯過程で落ちてしまったのである。細谷新治は、「現在から見れば、統計資料としての皇国地誌の情報の価値は、大日本国誌よりもむしろたまたま地方に残存している郡村誌にある」としている⁶⁾。著者も細谷と同じ見解である。

2番目に「日本地誌提要」と比較してみる。細谷によると、皇国地誌の調査対象の原型は、「日本地誌提要」の調査命令にあるという⁷⁾。そこで同書の埼玉県部分

を調べてみたが、薪炭の状況を記述した個所を見つけることはできなかった。

3番目に、「皇国地誌」と同じ太政官正院が編纂した「府県史料」と比較する。「府県史料」は、正史を編纂する参考資料として編集が計画された。いわば、歴史の資料であり、地誌とは異なる分野である。ただ、「府県史料」の編輯例則に記載された調査項目には、戸口など「皇国地誌」と重なる部分があったり、明治7年11月10日に各府県に出された達によって、国史編修の費用と地誌編輯の費用は同一勘定になったので、念のために検討した。結果は、「埼玉県史料」と「武蔵國郡村誌」はやはり歴史と地誌という形ですみわけがなされていた。「埼玉県史料」は、主題別の歴史を叙述することに重点が置かれ、村単位の地勢などは書かれていない。

4番目に江戸時代に作成された『新編 武蔵風土記稿』と比較する。石田によると、皇国地誌の企画ならびに編集方針の根本的思想は、漢学系の史官意識であった⁸⁾。皇国地誌編纂を提唱し、最後までこの編集に悪戦苦闘した塚本明毅^{あきなり}の編纂思想も、すくなくともその編集過程の前半においては、中国の地志、江戸時代の地誌の思想をそのまま引継ぐものであったとされる⁹⁾。そこで、江戸時代の地誌との比較をおこなった。『新編 武蔵風土記稿』には、「郡村誌」の地勢に書かれた薪炭の状況は書かれていなかった。

5番目に、太政官以外の中央政府機関が作成した地誌との比較をおこなう。「皇国地誌」は明治5年9月24日 太政官布告第288号をもって、太政官正院において編輯されることになった。太政官正院以外に文部省、陸軍省なども地誌編纂をおこなった¹⁰⁾。文部省は、学校での教育用として作成し、内容は「一県有名物産両三品」という極めて簡単な地誌であったという¹¹⁾。「皇国地誌」(『武蔵國郡村誌』)の方がより優っているだろう。

陸軍省が編纂した地誌との比較は慎重を要する。というのは、陸軍省は地誌情報の収集に当初から非常に積極的であり、刊行物からはより詳細な情報が得られる可能性があるからである。陸軍省から各府県庁へ最初の調査指令を出した時期や、調査項目・内容を指示した時は、「皇国地誌」編纂のために太政官からだされた指示よりも早い。陸軍省からの地誌調査の指示は、「皇国地誌」よりも5ヶ月早く、明治5年4月24日 陸軍省第72をもって各府県へ通達された。同時に、調査項目・内容の例示が別紙の形で知らされた。「皇国地誌」のそれは、3年遅れてだされたのであった¹²⁾。

また、政府部内における地誌編纂の管轄が太政官に移った後も、陸軍省は地誌情報収集に積極的であった。それは、明治5年10月8日 陸軍省第209号をもって、陸軍省へも地誌資料を提出するように各府県に改めて要求していることから確認される。管轄機関である太政官正院の方でも陸軍省に配慮し、明治5年9月24日太政官布告第288号の但し書きにおいて、陸軍省へも資料を差出すよう府県庁へ指示している。

明治5年段階で陸軍省が求めた調査項目は、城市村落、原野、河流、山嶽、海岸からなっていた。そのうち「城市村落」の項では、…某街某村ハ縦横幾町戸口若干男幾人女幾人ソノ内華士族卒庶人各幾人牛幾頭馬幾匹馬車人車各幾輛天造ノ各品人作ノ諸物一歳ノ産出凡ソ幾許某地ハ何品ニ富ミ某所ハ何物ニ乏シ道路ノ廣狹運輸ノ便否高燥卑濕各地ノ形勢務本逐末各所ノ情景山陵神社佛閣原由ノ概略構營ノ大小疆界ノ廣袤一村一街ニ区別記載シ且鐵道電氣等ノ機關發明ノ條件ニ至ルマテ遺漏ナキヲ要ス…(下線は引用者)を調査するよう求めている。薪炭は当時の重要な燃料源であったので、各町村において調査されたとしても不思議ではない。

そこで、陸軍省が刊行した「共武政表」(その後「徴発物件一覧表」に引き継がれる)の記載内容を調べた。「共武政表」の「物産」という欄に、薪、炭という品名が確かに記載されている。しかしながら、それ以上の情報は得られない。地誌編纂に熱心であった陸軍省の刊行物においても、「郡村誌」の地勢にあたるような情報は得られない¹³⁾。

以上、他の地誌資料との比較した結果、薪炭の自給に関する情報は、いずれの資料にも書かれていない。「郡村誌」の「地勢」項目は、村単位で薪炭自給を知ることができる唯一の資料であり、データ源としてその稀少性が高く評価されるべきである。

データの精度：調査過程・結果との整合性

次に『武蔵國郡村誌』の精度について検討する。以下、①調査主体と調査過程の観点、②データ全体をみわたしたときに、統合的な解釈ができるかどうかという観点から、順を追って検討する。

太政官からの要求にもとづき、各府県では編纂掛を配置し資料収集にあたった。実際の取り組み方は各県によって違いがあったが、情報の精度は、戸長・副戸長と

いった人々がどのように捉えていたかによって大きく左右されたと考える。

宮崎県や石川県では旧藩の学者が中心となり、実地に巡回し調査した(実地調査型)¹⁴⁾。宮崎県の場合、平部嶺南が精力的に調査をおこなったことが知られている¹⁵⁾。実地に巡回したとはいえ、1日に2村か3村回ることが精一杯であった¹⁶⁾。短い時間で調査項目のすべてを知るには、やはり戸長・副戸長といった村に精通した人々から情報を得ていたであろう。実際、平部は調査地において、村の重立に会っていた。一方、長野県や群馬県の場合、『長野県町村誌』、『上野国郡村誌』に掲載されている各村の記述の末尾には、各戸長・副戸長の名前と印が押されている。戸長や副戸長からの報告を県で編集したのであろう(報告編輯型)。埼玉県の場合、熊谷県入間郡小谷田村の村誌取調書の最後に、「立会人」・「副戸長」・「戸長」が記されているので、長野県や群馬県のパターンと同じであろう¹⁷⁾。いずれのパターンにせよ、『武蔵國郡村誌』に記載されている情報の精度は、村の重立たちの認識にかなり左右されたであろう。

村の重立たちの認識に左右されるこの調査は、いったいどれくらいの精度だろうか。調査過程を追うことによってこの点に迫ってみたい。

中央政府から県に対しては、明治8年6月5日の太政官達によって、全国統一した調査項目と調査方法が指示された。同時に、主観をまじえずできる限り客観的に記載することを求めている。例えば、「古記明瞭」である場合は詳細に記載し出典も併記する、文章は「雅俗ニ不拘」、「質実明晰其要ヲ得セシム」文章を求めており、関係文献もできる限り広く参考にするべきであるとしている。

これを受けて県は各町村に布達を出していた。新田・山田・邑楽郡を除いた上野国と武蔵国の北部を管轄した熊谷県では、明治8年11月17日の布達第147号をもって「地誌調査例則」を各町村に示した。村誌の部には、まず「本誌全村ノ景状ヲ知ラント欲ス、故ニ本例ニ照準シ細密ニ之ヲ記シ遺漏ナカラント要ス」と書かれ、地勢の項目については、「東南某山ヲ負ヒ、西北某水ヲ帯フ、運輸ノ便否且薪炭竈余欠乏等ノ類」という例が示されている¹⁸⁾。太政官が示した編輯例則にほとんど同じである。したがって、中央政府の調査意図は、県を経由して各町村にまで間違いなく届いていたのであった。

なお、県は中央政府から各町村への単なる中継機関ではなかった点を付記しておく。中央政府では、「戸数」についてのみ調査期日(明治8年1月1日現在)を指

定している。しかし熊谷県では、明治8年12月9日の達178号をもって、「牛馬ノ数ハ九年一月一日ノ調ヲ記スベシ」と各町村へ追加要求している。また、『武蔵國郡村誌』の凡例には、新座郡・男衾郡・榛沢郡・下総國葛飾郡(中葛飾郡)を除いて、「戸数人口学校生徒及舟車牛馬等は総て明治九年一月一日の調査に拠る」とある。このような県独自の主体的な行動は、資料の精度を高めている。

各町村からの報告にはかなりの遺漏誤謬があったようである。武蔵國の例ではないが、『上野國郡村誌』の編輯掛の考績録には次のような記述がある。本年(明治10年)中各郡区内ヨリ漸次調進スルトコロノ村誌草稿、率ネ調査疎謬ニシテ例則ト齟齬スルモノ頗ル多シ、一々点検批正シテ更ニ改稿上申セシム…(下線、年の付記は引用者)。多くの遺漏誤謬は、文書による照会によって訂正されたが、編輯掛々員が直接現地へ出かける場合もあった。

いったいどの部分が疎謬であって、例則とどの個所が異なっていたのかまでは、今回の考察では明らかにできない。重要なことは、このような事実が、記載された情報の正しさを疑わしめるという点である。同じ調査パターンである埼玉県の場合も、同様の問題が生じていただろう。この推測が正しいとするならば、『武蔵國郡村誌』の内容を使って分析することは極めて危険であるということになる。

そこで、薪炭自給の地域分布をとらえることによって、データの精度を結果から判断してみる。

「郡村誌」中の「地勢」欄において、薪炭について記述された量や表現方法は、主観をまじえずできる限り客観的に記載されているとしても、ばらつきがあった。しかしながら、一村一村の記述を丹念に見たところ、編輯例則の「薪炭贏余欠乏等」を大きく外れることはない。実際の調査主体である戸長や副戸長にまで、中央政府の調査意図はかなり伝わっていたようである。

本稿で採用したデータの集計基準は、足りているか・不足しているかの2分法である。すなわち、足れり、余り、ある、乏しからず、富めり、富饒、豊饒、余贏という表現があれば「足りている」に、乏し、欠乏、欠く、足らず、なし、匱い、輸入を仰ぐと記述されていれば「不足している」に格付けした。

足りている、不足しているとは、その村で自給できているかどうかを示し、移出入を含めた自給ではない。なぜ移出入を含めなかったかは不明であるが、調査主体が戸長や副戸長であったことと関係があるのではないだろうか。村の状況を調査報

表1 埼玉県各郡の薪炭自給度と山林面積比率・100戸あたり山林面積

| 郡名 | 自給指数 | 薪炭ともに不足(×) | 薪は自給、木炭は不足(△) | 薪炭ともに自給(○) | 山林面積比率(%) | 100戸あたり山林面積(町) |
|-----|-------|------------|---------------|------------|-----------|----------------|
| 葛飾 | -0.98 | 161 | | 1 | 0.6 | 1 |
| 北埼玉 | -0.90 | 178 | 7 | 1 | 1.5 | 2 |
| 南埼玉 | -0.81 | 186 | 17 | 1 | 3.7 | 7 |
| 幡羅 | -0.72 | 51 | 4 | 2 | 6.1 | 13 |
| 賀美 | -0.60 | 16 | 4 | | 9.3 | 17 |
| 中葛飾 | -0.41 | 30 | 10 | 1 | 9.6 | 23 |
| 大里 | -0.29 | 23 | | 5 | 7.2 | 12 |
| 横見 | -0.05 | 32 | | 10 | 6.2 | 12 |
| 北足立 | 0.08 | 158 | 181 | 1 | 13.7 | 25 |
| 榛沢 | 0.14 | 31 | 1 | 12 | 11.2 | 22 |
| 児玉 | 0.55 | 19 | | 12 | 20.3 | 57 |
| 入間 | 0.74 | 119 | 22 | 89 | 22.7 | 69 |
| 比企 | 1.30 | 62 | 2 | 84 | 25.0 | 69 |
| 新座 | 2.18 | 1 | 7 | 14 | 25.4 | 62 |
| 高麗 | 2.28 | 16 | 7 | 85 | 44.1 | 129 |
| 那珂 | 2.33 | 1 | | 5 | 34.6 | 114 |
| 秩父 | 2.90 | 2 | | 82 | 47.4 | 1382 |
| 男衾 | 3.00 | | | 29 | 48.1 | 159 |
| 全県 | 0.27 | 1086 | 262 | 434 | 18.7 | 121 |

資料：『武蔵國郡村誌』、『新編 埼玉県史』別編5統計。

註1：各自給パターンの数値は、それに属する町村の数である。

註2：自給度指数は、×に-1、△に1、○に3のウェイト付けをし、その郡の1町村あたりの平均値。

告するように求められた時、その村を代表しているという自負がある彼らにとって、まずはその村の生産・消費状況を第一義に、移出入を二義的に考えていたのではなからうか。実際「郡村誌」で移入を明記している村は、薪と炭のいずれかが不足している1371町村のうち、わずかに68か村であった¹⁹⁾。

埼玉県内各町村の薪炭自給状況を上記のごとく2分した結果、「薪炭ともに自給」、「薪は自給、木炭不足」、「薪炭ともに不足」の3つに分類できた。各村を郡別に集計した結果は表1であり、図1はその分布を示している²⁰⁾。

表1は、自給度指数の低い郡順に表示されている。各郡の自給度指数は、3つの

(凡例)

- は薪・木炭ともに自給。
- △は薪は自給、木炭は不足。
- ×は薪・木炭ともに不足。

——は主な河川と台地境域。
 TTT は八王子構造線(それより西側は山地)。

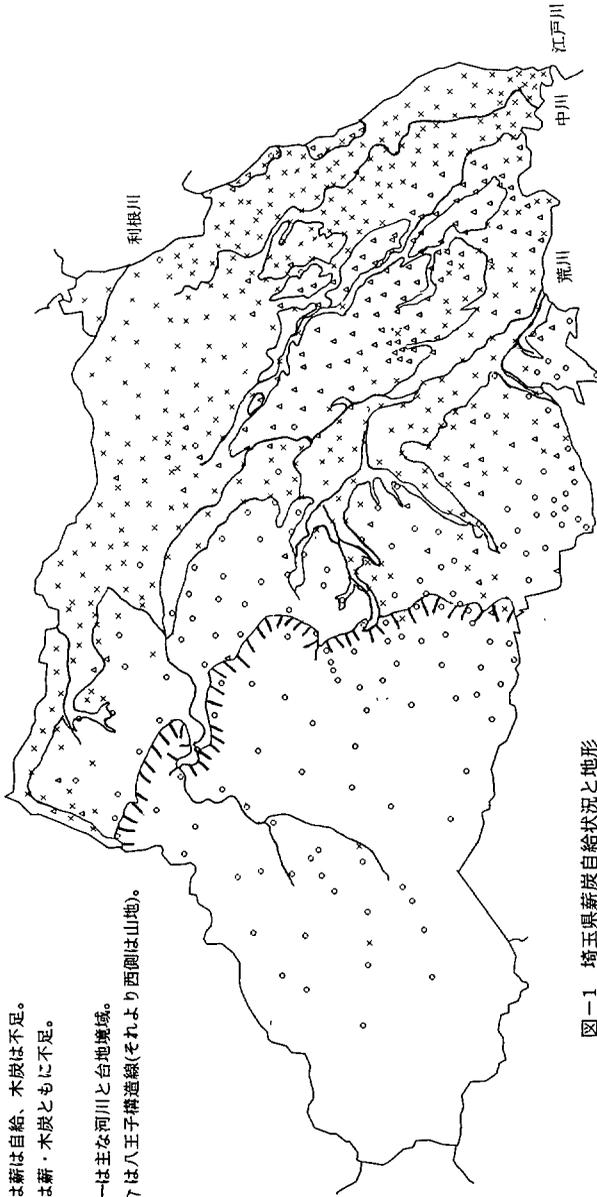


図-1 埼玉県薪炭自給状況と地形

資料； 薪炭自給状況は『武蔵國郡村誌』、
 自然界は『新編 埼玉県史』別編3 自然、8頁より作成。

薪炭自給パターンそれぞれにウェイトづけした、1町村あたりの平均値である。すなわち、自給度指数 $=((\text{薪炭ともに不足している町村数}) \times (-1) + (\text{薪は自給、木炭不足している町村数}) \times 1 + (\text{薪炭ともに足りている町村数}) \times 3) / (\text{自給度が記載されている町村総数})$ である。例えば入間郡の場合、 $(119 \times (-1) + 22 \times 1 + 89 \times 3) / 230 = 0.74$ となる。葛飾郡の場合、薪炭ともに自給している1村を除いて、あとはすべて薪炭不足している町村なので、ほぼマイナス1を示す。一方、男衾郡の場合、すべての村が薪炭ともに自給しているの、自給度指数は3となる。

また表1には、薪炭自給度と関係が深いと考えられる、100戸あたり山林面積や山林面積比率も示した。戸数、山林面積と総面積は「町村編成区域及資力並理由書」を利用した²¹⁾。明治20年(度)の埼玉県内各町村の数値であり、土地データは、官有地、民有地、有租地及び免租地を問わず、すべての土地を含む台帳上の値を示している²²⁾。「郡村誌」の調査時期とは多少ずれがあるが、埼玉県全体の傾向を考察するならば大きな問題はないだろう。

自給度指数と山林面積比率あるいは、100戸あたり山林面積との相関は高く、しかも回帰直線を仮定した場合の決定係数も非常に高い値を示している。山林面積比率の場合、相関係数は0.97、決定係数は0.93と非常に高い値を示した²³⁾。100戸あたり山林面積の場合、山林面積比率より多少劣るけれども、相関係数は0.94、決定係数は0.89であった²⁴⁾。例えば北葛飾郡松石村(現幸手市)の場合、「……田畠開け森林稀なるを以て薪炭乏し然れども運輸の便あるを以て諸所より輸入す」という状況であった。主として村内の林地(山林)の多寡が薪炭自給の程度をかなりの程度左右していた。

林地(林地)は平野部には少なく、台地、山地としいだいに多くなる²⁵⁾。葛飾・北埼玉・南埼玉・中葛飾といった中川・江戸川流域や、荒川流域の平野部には、薪炭ともに不足している町村が数多く分布している(図-1参照)。この地域の土地利用は、もっぱら水田であり、林地はほとんどない。台地上では、水の便が悪い場所や傾斜地が林地として残った。北足立郡の大宮台地、入間・高麗・新座郡の武蔵野台地や入間台地、南埼玉郡の安行台地、金杉台地がある中葛飾郡には、薪は自給、炭は不足している町村が集中することになった。林産物が現金収入源として重要な意味をもちうる山地では、山林が残されたため、薪炭ともに自給している町村が多い。それらの村は、秩父山地やその周辺の北武蔵台地、入間台地、武蔵野台地上に

分布し、秩父・高麗・男衾・那珂郡や、比企・入間・児玉郡の西側に存する。

調査過程において疎謬・齟齬があったとはいえ、こうして埼玉県全体の分布を見るならば、データの精度はかなり高いと推察される。なぜなら、3つのグループの分布が、薪炭の原料供給地である森林状況と極めて整合するからである。平野部の北葛飾郡松石村や北埼玉郡行田町(脚注に記載)が、村内の森林がないために薪炭が乏しく、他所から移入していたという記述は、当時の状況をよく言い当てていたのであった。

まとめ

要約すれば、『武蔵國郡村誌』の地勢項目に書かれた薪炭自給に関する記述は、他の地誌資料からは得られない極めて稀少性の高い情報であるとともに、疎謬・齟齬が多少あったとはいえ、総体的な精度はかなり高かったといえそうである。少なくとも県レベルで編修された段階では、極めて精確に表現されていた。

この薪炭自給度は、その村の山林面積比率(あるいは100戸あたり山林面積)と高い相関があった。平野、台地、山地という自然条件の影響を受けていたといえよう。しかしながら、単純に自然条件だけではなく、開発(開拓)や運輸の利便性といった社会条件も影響していただろう。平野部においても、平地林として森林を確保することは可能であった。しかし実際にはそのような土地利用は選択されず、水田という土地利用が選択され、他所から河川運輸などを利用して移入するという経済選択がなされたのであった。その村の自然条件は確かに重要であったが、開発や運輸の状況なども無視し得なかったであろう²⁶⁾。

高崎線の開通などの交通の発達、桑畑の増加、都市の成長といったその後の変化は、明治はじめの薪炭自給をどのように変化させたのだろうか。また、他府県に残されている同様の郡村誌資料を利用して、日本全体の薪炭自給状況を示した場合、どのような地域パターンが見出されるだろうか。

〈参考文献〉

- 『大日本國誌』(1988年に「ゆまに書房」より復刻された版を利用)。
蘆田伊人編 [1996]『新編 武蔵風土記稿』大日本地誌大系 18, 雄山閣。
石田龍次郎 [1966]「皇國地誌の編纂—その経緯と思想—」『社会学研究』一橋

大学一橋学会編 No. 8.

埼玉県編 [1954]『武蔵國郡村誌』埼玉県立図書館.

埼玉県編 [1986]『新編 埼玉県史』別編 3 自然.

埼玉県編 [1981]『新編 埼玉県史』別編 5 統計 附録 (市町村別人口推移).

内閣官報局編 [1974]『法令全書』原書房. 明治 22 年刊行の復刻版. (第五卷
ノ一 明治 5 年, 第五卷ノ二 明治 5 年, 第七卷ノ一 明治 7 年, 第八卷ノ一
明治 8 年, 第八卷ノ二 明治 8 年)

長野県編 [1936]『長野県町村誌』長野県町村誌刊行会.

群馬県文化事業振興会 [1977]『上野国郡村誌』.

新田勇次 [1962]『マイクロフィルム版 府県史料 解説・細目』雄松堂.

平部嶺南 [1978]『六郷荘日誌』青潮社. 原本所蔵者は平部俊三.

細谷新治 [1974/3]『明治前期日本経済統計解題書誌—富国強兵篇 (下)』統計
資料シリーズ No. 3, 一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター

細谷新治 [1978/3]『明治前期日本経済統計解題書誌—富国強兵篇 (上の 2)』
統計資料シリーズ No. 8, 一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センタ
ー

宮崎県立図書館編 [1992]『嶠南日誌』第一卷 (慶応元年—明治元年), 宮崎県
立図書館.

宮崎県立図書館編 [1993]『嶠南日誌』第二卷 (明治二年—明治七年), 宮崎県
立図書館.

宮崎県立図書館編 [1994]『嶠南日誌』第三卷 (明治八年—明治十三年), 宮崎
県立図書館.

- 1) 本稿で使用している「村」は、町村制以後ではほぼ「大字」に相当している.
- 2) 石田龍次郎の調査項目に対する評価は、歴史的な変遷、年月の記述を重んじていること、土地の自然的物理的記載の多いこと、社会的事項もっぱら数量的に示すに止まること、やや地域の実情を記述すると思われるのは物産と民業の二項に過ぎないというものであった. 石田 [1966], pp. 26~27.
- 3) 移出量とも考えられるが、さらなる検討が必要である.
- 4) 実際に刊行されたのは安房のみ. 武蔵国, 東京, 横浜, 上総国, 常陸国, 相模国, 鎌倉, 志摩国, 伊勢国, 伊賀国, 上野国の「大日本國誌」の稿本は現存し, 東京大学史料編纂所が所蔵している.
- 5) 念のため, 東京の部分も見たが, 地勢の項目やその他の項目にも記述はなかった.

- 6) 細谷 [1978/3], p. 206.
- 7) 細谷 [1978/3], p. 205.
- 8) 石田 [1966], p. 46.
- 9) 細谷 [1978/3], p. 204.
- 10) 事務章程では、地誌編纂事業は民部省の地理司や大蔵省の地理課の担当であった。しかし、具体的におこなったのは、本文にある1院・2省であった。
- 11) 石田 [1966], pp. 9~10.
- 12) 「皇国地誌」編纂が遅れた理由は、中央政府における所管機関の移転や、皇居の炎上、内務省の失火による資料の喪失、地誌を歴史の従属物とみなす当時の風潮のためであったという。石田 [1966], p. 20.
- 13) 陸軍省の地誌編纂事業の評価は、結果刊行物で判断するよりも、むしろ、地方の地誌編纂担当者への影響をもって判断すべきであろう。「皇国地誌」の編輯例則を手にした際、3年前の陸軍省の調査項目と類似する部分が多いと感じたはずである。それまで集めた資料や経験が、「皇国地誌」の資料収集の場合にも、ある程度反映されたのではなからうか。
- 14) 石田 [1966], pp. 31~32, 宮崎県立図書館 [1993], 同 [1994] を参照。
- 15) 宮崎県立図書館 [1992], 解題を参照。
- 16) 宮崎県立図書館 [1993], 同 [1994] を参照。
- 17) 石田 [1966], p. 30 の写真を参照。
- 18) 調査過程や調査結果における疎謬・齟齬については、群馬県文化事業振興会 [1977], 1の勢多郡(1), pp. 6~30に、丑木幸男によって書かれた解題を参考にした。
- 19) 北埼玉郡行田町(現行田市)の「耕地森林なきにより薪炭欠(ママ)し比企郡辺より輸入す」のような、移入を明記している町村は少ない。なお、現市町村名の確定には、埼玉県編 [1981] を利用した。
- 20) 町村が密集しているため、図が煩雑になるような地域は、近隣の町村を適宜まとめて表示した。
- 21) 埼玉県編 [1981] に集録。原本は、埼玉県立文書館所蔵、行政文書：明680の1, 明680の2。後日このデータの性格について論じる予定であるが、かなり精度が高いとみて間違いなさそうである。
- 22) 埼玉県編 [1981] 中の「町村編成区域及資力並理由書」の解題より。
- 23) 自給度指数 $=0.0848 \times \text{山林面積比率}[15.41] + (-0.990)[-7.43]$ 。[]はt値を示す。
- 24) 自給度指数 $=0.0254 \times \text{山林面積比率}[11.15] + (-0.727)[-4.83]$ 。[]は

t 値を示す。1000 人あたりの山林面積で同じ検定をおこなった。相関係数・決定係数・ t 値のいずれも劣る数値を示すとはいえ、同様の結果となった。ただし、秩父郡大滝村のデータは異常値と判断し、いずれの計算においても除外した。

25) この原因の一つに、江戸中期以降の開拓の影響があるだろう。

26) 土地利用、運輸の利便性が薪炭自給度に与えた影響の統計分析（プロビット・ロジット分析）を目下進めている。今回は『武蔵國郡村誌』の史料的価値について分析することを目的としているので、稿を改めて考察する。

(一橋大学助手)